

○通訳ステップアップチャレンジ実施要領

平成28年12月20日

刑 総 第 2178号

警 察 本 部 長

通訳ステップアップチャレンジ実施要領の制定について（通達）

埼玉県警察指定通訳官等運用要綱（平成28年刑総第1497号）第4(1)の規定に基づく通訳能力の確認に関し、別添のとおり通訳ステップアップチャレンジ実施要領を制定し、平成29年1月1日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

別添

通訳ステップアップチャレンジ実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察指定通訳官等運用要綱（平成28年刑総第1497号。以下「要綱」という。）の第4(1)の規定に基づく通訳能力の確認のために実施する通訳ステップアップチャレンジについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

通訳ステップアップチャレンジの対象職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 要綱第2(1)に規定する指定通訳官として指定されている職員（警察職員採用試験（選考）で通訳に従事する者として採用された職員（採用言語に限る。）を除く。）
- (2) 警察大学校国際警察センター等における語学研修を修了した職員
- (3) 語学資格取得者、留学経験者等語学の素養及び通訳業務への興味を有し、通訳ステップアップチャレンジへの参加を希望する係長級以下の職員

第3 通訳ステップアップチャレンジへの参加

- (1) 前記第2(1)に規定する職員については、原則として5年に1回以上の頻度で通訳ステップアップチャレンジに参加させるよう、各言語の通訳需要、対象職員の通訳実績、教養参加状況等に応じて、実施の都度、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）が参加者を指定するものとする。
- (2) 前記第2(2)に規定する職員については、実施の都度、刑事総務課長が参加者を指定するものとする。
- (3) 前記第2(3)に規定する職員については、通訳ステップアップチャレンジへの参加に制限を設けないものとする。

第4 実施方法

通訳ステップアップチャレンジでは、参加者の一般的な事件想定に係る取調べ及び事案聴取の通訳能力について、要綱第2(2)に規定する民間通訳人の中から選定した適任者を評価者として、刑事総務課長が言語ごとに指定する次に掲げるいずれかの方式により、模擬被疑者等の供述内容の理解力及び模擬取調官からの質問等の伝達力を確認する。

1 分割方式

- (1) 一般的な事件想定に基づき、模擬被疑者等の実施言語による供述を視聴させ、その供述内容を日本語で筆記させること（1時間程度）により、参加者の理解力の確認を行う。
- (2) 前記(1)の確認により、理解力に問題がないと認められる参加者について、一般的な事件想定に基づき、模擬取調官の質問事項等の通訳及び日常会話（15分程度）により、その伝達力の確認を行う。

2 一括方式

一般的な事件想定に基づき、模擬取調べにおける実施言語による通訳（30分程度）を通じて、参加者の理解力及び伝達力の確認を行う。

第5 認定

刑事総務課長は、前記第4において確認した通訳能力について、次表のとおり認定するものとする。

通訳能力	基準
ステップ1	通訳能力は劣るものの、通訳業務への意欲及び関心がある。
ステップ2	通訳能力はやや劣るものの、当該言語に対応可能な能力を有する。
ステップ3	指定通訳官として必要な通訳能力を有する。

第6 みなし認定

刑事総務課長は、入校、育児休業等の理由により通訳ステップアップチャレンジに参加できなかった職員について、前記第4の実施方法の一部を省略して確認するなどした結果、その通訳能力が前記第5に規定するいずれかの通訳能力に相当すると認められる場合は、これを当該通訳能力を有するものとみなして認定することができるものとする。この場合において、みなし認定を受けた職員は、翌年実施する通訳ステップアップチャレンジに参加させ、正式に通訳能力の認定を受けさせるものとする。

第7 認定結果の通知及び活用

- 1 刑事総務課長は、通訳能力の認定結果について、各所属長を通じて参加者に通知するものとする。
- 2 刑事総務課長は、要綱第12に規定する教養訓練を効果的に実施するため、通訳能力の認定結果を活用するものとする。

実施日

この通達は、平成29年1月1日から実施する。